

# 介護保険に関するお知らせ

問長寿支援課（金屋庁舎）

申長寿支援課（金屋庁舎）

住民課（吉備庁舎）

清水行政局住民福祉室

該当と認められる場合には、「介護保険負担限度額認定証」を交付します。認定証の有効期限は、申請月の初日（1日）から7月31日までです。引き続き適用を受けようとする場合は、改めて申請が必要です。

## ●認定要件

- ①本人および世帯全員（別世帯の配偶者を含む）が住民税非課税であること

- ②預貯金などが一定額以下であること  
・第1段階／単身で1,000万円、  
夫婦で2,000万円

- ・第2段階／単身で6,500万円、  
夫婦で16,500万円

- ・第3段階①／単身で5,500万円、  
夫婦で15,500万円

- ・第3段階②／単身で5,000万円、  
夫婦で15,000万円

介護保険サービス（短期入所を含む）を利用するに、介護サービスの他に居住費や食費などを負担することになります。低所得者の方の施設利用が困難とならないように、申請して認められた場合には、居住費や食費などの自己負担額が負担限度額（上限額）までになります。

## ●申請が必要です

負担限度額の適用を受けようとする方は  
・介護保険負担限度額認定申請書  
を提出してください。

・同意書

## 社会福祉法人等による 生活困難者の利用者負担軽減

社会福祉法人が、特に生計が困難な利用者に対して、介護サービスを利用した利用者負担の1割分と食費・居住費（滞在費）の利用者負担の軽減をします。この軽減を受けるためには、利用者または家族などによる申請が必要で、社会福祉法人に

## 居住費・食費の自己負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階	居住費（滞在費）の限度額	食費の限度額				
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室 ・従来型個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円	300 円
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円以下の者	820 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円	600 円
第3段階 ①	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の者	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円	1,000 円
第3段階 ②	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額の合計が120万円超の者	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	1,360 円	1,300 円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担額限度額は（ ）内の金額となります。